



第72期 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

大阪市中央区難波五丁目1番60号
なんばスカイオ
7階コンベンションホール

決議
事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

目次

第72期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47

日本金銭機械株式会社
証券コード 6418

証券コード 6418

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株主各位

大阪市浪速区難波中二丁目11番18号

日本金銭機械株式会社

代表取締役社長 上 東 洋次郎

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認ください。

当社ウェブサイト <https://www.jcm-hq.co.jp/>



(当社ウェブサイトアクセス後、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6418/teiiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセス後、「銘柄名(会社名)」に「日本金銭機械」を入力し検索、又は「コード」に当社証券コード「6418」を入力し検索していただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」の「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

また、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	大阪市中央区難波五丁目1番60号 なんばスカイオ 7階 コンベンションホール （末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 1.第72期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第72期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

<株主の皆様へのお願い>

- ・当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、是非ご活用ください。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

<当社の対応>

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- ・株主総会資料の電子提供制度のもと、原則として、株主の皆様へはサマリー版の招集ご通知をお届けしています。
- ・書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、①事業報告（業務の適正を確保するための体制及び運用状況）②連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）③計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、前記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・本招集ご通知又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月25日（水曜日）

午前10時

（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）

午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）

午後5時30分入力完了分まで

インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

書面（郵送）により議決権行使をされた場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 株
期 中
X X X X 年 X 月 X 日
1 議案(1)
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

こちらに、議案の賛否をご表示ください。

議案

▶全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶全員反対の場合：「否」の欄に○印

※一部の候補者につき異なる意思表示をされる場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

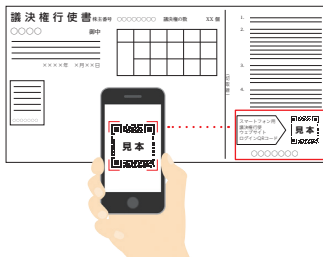
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

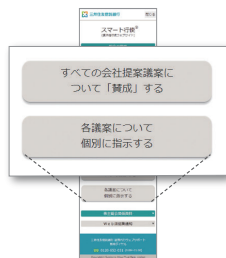
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

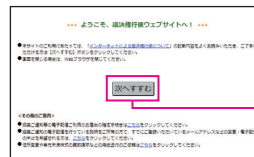
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

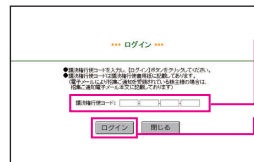
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

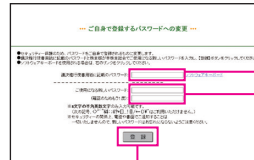
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の指名にあたっては、公正性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決定したものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当 （重要な兼職）	取締役会への出席率 (第72期)
1	再任 上東 洋次郎	代表取締役社長 (上東興産㈱ 代表取締役)	100.0% (18回中18回)
2	再任 高垣 豪	常務取締役上席執行役員 経営企画本部長	100.0% (18回中18回)
3	再任 井内 良洋	取締役上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業管掌	100.0% (18回中18回)
4	再任 中谷 議人	取締役上席執行役員 生産本部長 兼 生産管掌	100.0% (18回中18回)
5	再任 今井 崇智	取締役上席執行役員 経営企画本部副本部長 グローバル統轄本部副本部長 グローバルファイナンス管掌 (JCM AMERICAN CORP. 代表取締役)	100.0% (18回中18回)
6	再任 社外 吉川 興治 独立役員	社外取締役 (弁護士（馬場法律事務所）、 NCS&A㈱ 社外監査役（2025年6月退任予定）)	100.0% (18回中18回)
7	再任 社外 さる 猿 渡 辰彦 独立役員	社外取締役 (ノリタケ㈱ 社外取締役（監査等委員） (2025年6月退任予定）)	88.9% (18回中16回)



候補者番号

1

かみ ひがし よう じ ろう
上 東 洋次郎

(1959年6月5日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年10月 当社入社
1993年6月 当社取締役
1995年5月 当社取締役海外営業部長
2006年6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長
2007年4月 当社代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社の株式数

1,458,283株

■ 在任年数（本総会終結時）

32年

■ 取締役会への出席率（第72期）

100.0%（18/18回）

■ 重要な兼職の状況

上東興産(株) 代表取締役

取締役候補者とした理由

上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果断な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

2

たか がき
高 垣

つよし
豪

(1961年9月13日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1997年 8 月 当社入社
2007年 6 月 当社執行役員管理本部副本部長
2011年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長
2013年 6 月 当社取締役上席執行役員
2013年12月 当社経営企画本部長（現任）
2019年 6 月 当社常務取締役上席執行役員（現任）

■ 所有する当社の株式数

9,300株

■ 在任年数（本総会終結時）

12年

■ 取締役会への出席率（第72期）

100.0%（18/18回）

取締役候補者とした理由

高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は常務取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

3

い うち よし ひろ
井 内 良 洋

(1960年5月21日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

2004年 3 月 当社入社
2007年 6 月 当社執行役員海外統轄本部副本部長
2010年11月 JCM GOLD (H.K.) LTD.代表取締役
2016年 6 月 当社上席執行役員生産本部担当
2018年 6 月 当社取締役上席執行役員グローバル統轄本部長（現任）
2019年 7 月 当社営業管掌（現任）

■ 所有する当社の株式数

15,600株

■ 在任年数（本総会終結時）

7年

■ 取締役会への出席率（第72期）

100.0%（18/18回）

取締役候補者とした理由

井内 良洋氏は、入社以来、主に海外での販売活動に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は取締役としてグローバルな視点に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

井内 良洋氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



■ 所有する当社の株式数

13,700株

■ 在任年数（本総会終結時）

6年

■ 取締役会への出席率（第72期）

100.0%（18/18回）

候補者番号

4

なか たに のり ひと
中 谷 議 人

（1960年2月20日生）

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年10月 当社入社
2007年 6 月 当社執行役員 S C M本部副本部長
2008年 5 月 当社技術本部副本部長
2010年11月 JCM CHINA CO.,LTD.代表取締役
2015年 6 月 当社ものづくり統轄本部生産担当
2016年 6 月 当社生産本部長
2017年 6 月 当社第2研究開発本部長
2018年 6 月 当社上席執行役員
J C Mシステムズ(株)常務取締役
2019年 6 月 当社取締役上席執行役員（現任）
2021年10月 当社生産管掌（現任）
2022年 1 月 当社生産本部長（現任）

取締役候補者とした理由

中谷 議人氏は、入社以来、主に生産関連業務に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は取締役として生産部門の責任者を務めるなど、当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

中谷 議人氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

5

いま い たか とも
今 井 崇 智

(1961年2月28日生)

再任

■ 所有する当社の株式数

8,300株

■ 在任年数（本総会終結時）

2年

■ 取締役会への出席率（第72期）

100.0%（18/18回）

■ 略歴、当社における地位及び担当

2001年 9月 当社入社
2011年10月 当社財務経理本部副本部長
2016年 7月 当社執行役員
経営企画本部副本部長（現任）
2018年 7月 当社上席執行役員
JCM AMERICAN CORP. 代表取締役（現任）
2023年 6月 当社取締役上席執行役員（現任）
当社グローバル統轄本部副本部長（現任）
当社グローバルファイナンス管掌（現任）

■ 重要な兼職の状況

JCM AMERICAN CORP. 代表取締役

取締役候補者とした理由

今井 崇智氏は、入社以来、主に経理財務・海外子会社管理に関わる業務に従事し、さらに海外における販売子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループに貢献した実績と経験を有しており、現在は取締役として今後の当社グループにおける海外展開をさらに活性化させるために、グローバルファイナンスの分野で当該業務に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

今井 崇智氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

6

よし かわ こう じ
吉 川 興 治

(1950年2月8日生)

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 在任年数（本総会終結時）

11年

■ 取締役会への出席率（第72期）

100.0%（18/18回）

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 検事任官（大阪地方検察庁）
2000年4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長
2004年4月 最高検察庁検事
2005年7月 大阪地方検察庁次席検事
2009年1月 神戸地方検察庁検事正
2010年1月 検事退官
2010年3月 弁護士登録
2014年6月 当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

弁護士（馬場法律事務所）
NCS&A(株) 社外監査役（2025年6月退任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川 興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、ゲーミング市場におけるライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスを行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

独立性について

当社は、吉川 興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

吉川 興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

責任限定契約について

当社は、吉川 興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されまると、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



- 所有する当社の株式数
一株
- 在任年数（本総会終結時）
5年
- 取締役会への出席率（第72期）
88.9%（16/18回）

候補者番号

7

さる わたり たつ ひこ
猿 渡 辰 彦
(1953年3月1日生)

再任 社外 独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1976年4月 東陶機器(株)（現 TOTO(株)）入社
- 2001年6月 同社取締役執行役員機器事業グループ長
- 2002年6月 同社取締役常務執行役員機器事業グループ長兼中央技術センター所長
- 2006年6月 同社取締役専務執行役員研究・技術グループ、経営企画部担当
- 2013年5月 (株)井筒屋 社外監査役
- 2013年6月 TOTO(株)代表取締役副社長
- 2016年6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド（現 ノリタケ(株)）社外監査役
- 2020年6月 当社社外取締役（現任）
- 2023年6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド（現 ノリタケ(株)）社外取締役（監査等委員）（2025年6月退任予定）

■ 重要な兼職の状況

ノリタケ(株)社外取締役（監査等委員）（2025年6月退任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

猿渡 辰彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けた経営活動における助言・提言を行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

独立性について

当社は、猿渡 辰彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

猿渡 辰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

責任限定契約について

当社は、猿渡 辰彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役構成

当社は、取締役の選任にあたり、当社グループの事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル・ノウハウ及び多様性等について、各候補者の経験や実績に基づき、指名報酬諮問委員会にて検証及び答申の上、選任しております。

本定時株主総会後の取締役のスキルマトリックス

氏名及び役職等		経	国	生	技	営	財	人	法
上東洋次郎		●	●		●	●			
高垣 豪	指名 評議	●					●	●	●
井内良洋	指名 評議	●	●	●	●	●			
中谷議人		●	●	●	●				
今井崇智		●	●			●	●		
吉川興治	社外 指名 評議								●
猿渡辰彦	社外 指名 評議	●			●			●	
寺岡路正	監 指名	●				●	●		
佐藤陽子	監 社外 指名 評議	●					●		
米倉裕樹	監 社外 指名 評議		●				●		●

上記の役職等及びスキルの略称は以下のとおりであります。

(役職等)

監 監査等委員 社外 社外役員 指名 指名報酬諮問委員会 評議 社外役員評議会

(スキル)

経	経営経験・企業戦略	国	国際経験	生	生産・製造	技	技術・開発
営	営業 ・マーケティング	財	財務・会計 M&A	人	人事・労務 人材開発	法	法務 ・リスクマネジメント

(ご参考)

社外取締役の独立性判断基準

当社における社外取締役の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外取締役は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間5百万円、団体の場合は12百万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間10百万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外取締役として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外取締役候補者とする場合がある。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

①事業の経過及び成果

当期における世界経済は、長期化する地政学リスク、原材料価格の高騰をはじめとする物価上昇に加え、各国の金融政策による不安定な為替変動の影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主力市場であるゲーミング市場においては、世界的な観光需要の増加に伴い、当社の主要顧客であるカジノホテル等のゲーミングエリアへの設備投資意欲は引き続き高い水準で推移いたしました。また、海外コマーシャル市場では、当第4四半期を中心に欧州地域での景況感の軟化を受け、同地域の顧客に在庫調整の動きが見られたものの、世界各地におけるセルフレジ精算機の普及拡大に伴う需要は堅調でありました。国内コマーシャル及び遊技場向機器の各市場では、前期後半から継続する新紙幣への改刷に伴う設備更新需要に加えて、流通や交通市場を中心に訪日観光客の増加に応じた貨幣処理機器に対する設備投資意欲も堅調に推移いたしました。

このような状況の下、ゲーミング市場においては、顧客のニーズに沿ったシステム製品や現金処理プロセスの自動化、省力化に資する高付加価値製品等の新製品の販売促進活動に加えて、旧モデルの紙幣識別機ユニットから最新の現行ユニットへの入替提案活動を積極的に実施いたしました。海外コマーシャル市場では、欧州及びアジア地域における当社製品の更なる市場シェアの拡大に向けた各種販売施策の推進に努めるとともに、北中南米地域においては、引き続き市場開拓に向けて各地域のニーズに応じた新製品開発や多角的な提案活動、販路拡大に向けた代理店の拡充による販売体制の構築を図りました。また、国内の各市場においては、新紙幣への改刷に伴う貨幣処理機器の更新需要に留まらず、新紙幣への改刷を絶好の機会と捉え、需要拡大を目指した積極的な提案活動に一層注力いたしました。

さらに、生産面では、海外生産拠点の移管を中国からフィリピンへ概ね完了させたことで効率的な生産体制の整備を図るとともに、市場の需要変動に応じた機動的な生産体制の構築を実現させるなど、製品の安定供給体制の更なる強化と製品在庫の適正化を図り、安定した収益基盤の強化に取り組みました。

以上の結果、当期の売上高は、37,815百万円（前期比19.6％増）となりました。利益面では、主に新紙幣への改刷対応を中心に、収益性の高い製品の販売が増加したことなどにより、営業利益は4,910百万円（前期比73.0％増）、経常利益は4,676百万円（前期比31.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,810百万円（前期比16.1％増）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル152.28円（前期141.20円）、ユーロは164.45円（前期153.20円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル149.53円（前期151.42円）でありました。

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

区分	第71期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第72期（当期） 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	前期比増減額	同増減率
グローバルゲーミング	17,279 百万円	21,477 百万円	4,198 百万円	24.3 %
海外コマーシャル	5,915	5,707	△208	△3.5
国内コマーシャル	2,692	3,805	1,113	41.4
遊技場向機器	5,723	6,824	1,101	19.2
合 計	31,610	37,815	6,205	19.6

グローバルゲーミング

売上高
構成比

56.8%



紙幣識別機ユニット
i-VIZION

売上高 **21,477** 百万円

前期比 **24.3%増**

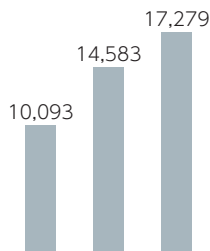
セグメント利益 **4,368** 百万円

前期比 **56.3%増**

売上高

(単位：百万円)

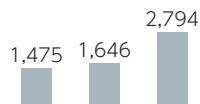
21,477



セグメント利益

(単位：百万円)

4,368



前期前半に顕著に見られた当社製品の供給不足が、当期は概ね解消したことに伴う販売増加に加え、特に北米地域においては旧モデル製品からの積極的な入替促進活動等により、ゲーミングマシン搭載用の紙幣識別機ユニットの販売が増加したことなどから、セグメント売上高、セグメント利益ともに増加いたしました。

海外コマーシャル

売上高
構成比

15.1%



紙幣還流ユニット
MRX

売上高 **5,707** 百万円

前期比 **3.5%減**

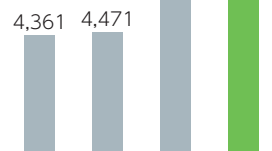
セグメント利益 **△566** 百万円

前期 **175百万円の損失**

売上高

(単位：百万円)

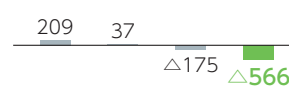
5,707



セグメント利益

(単位：百万円)

△566



欧州地域でのセルフレジ精算機や鉄道券売機向けの紙幣還流ユニットの販売が、当期後半の景況感の後退局面において顧客の在庫調整により減少した他、北中南米地域における新規案件の販売実績の獲得に当初想定より時間を要している状況であることなどから、セグメント売上高は減少いたしました。利益面においては、北中南米地域の新市場開拓に向けた新製品の研究開発等の先行投資に注力したことから、セグメント損失を計上いたしました。

(注) △は損失を示しております。

国内コマーシャル

売上高
構成比

10.1%



硬貨還流装置
CRU-06

売上高 **3,805** 百万円

前期比 **41.4%増**

セグメント利益 **1,147** 百万円

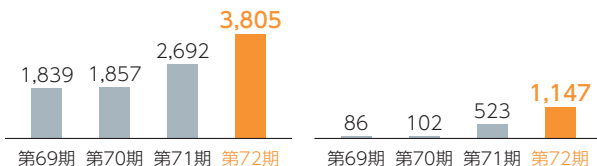
前期比 **119.1%増**

売上高

(単位：百万円)

セグメント利益

(単位：百万円)

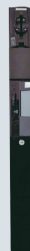


新紙幣への改刷対応に伴う更新需要が増加したことに加えて、訪日外国人観光客の増加に伴い流通・交通市場において、主に飲食店券売機や駐車場精算機向けの紙幣還流ユニットの販売が増加したことなどから、セグメント売上高、セグメント利益ともに増加いたしました。

遊技場向機器

売上高
構成比

18.0%



スマート遊技機専用
ユニット V-REX3

売上高 **6,824** 百万円

前期比 **19.2%増**

セグメント利益 **1,437** 百万円

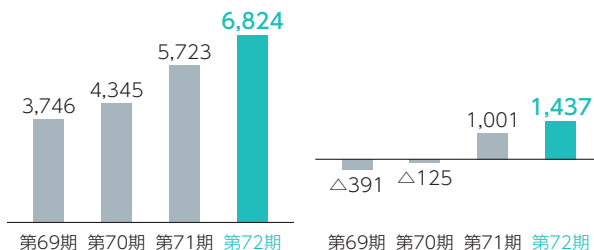
前期比 **43.4%増**

売上高

(単位：百万円)

セグメント利益

(単位：百万円)



新紙幣への改刷対応に伴う紙幣識別機ユニットや紙幣搬送システム等の周辺機器の販売が増加したことに加えて、スマート遊技機専用ユニットの販売も底堅く推移したことなどから、セグメント売上高、セグメント利益ともに増加いたしました。

②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、571百万円であります。

その主な内容は、生産用金型231百万円であります。

③資金調達の状況

当社は、開発及び設備投資資金等の中長期的な資金の確保を目的として、2024年4月に主要取引金融機関より12億円の長期借入を実行いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

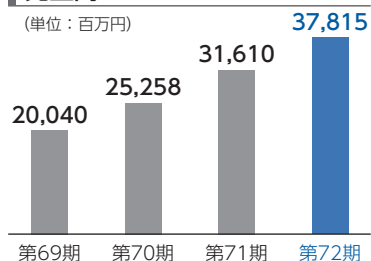
区 分	第69期 2021年4月 1日から 2022年3月31日まで	第70期 2022年4月 1日から 2023年3月31日まで	第71期 2023年4月 1日から 2024年3月31日まで	第72期（当期） 2024年4月 1日から 2025年3月31日まで
売 上 高(百万円)	20,040	25,258	31,610	37,815
経 常 利 益(百万円)	1,384	1,267	3,568	4,676
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	605	3,146	3,281	3,810
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	20円41銭	106円24銭	112円59銭	140円98銭
総 資 産(百万円)	33,144	38,816	47,698	49,385
純 資 産(百万円)	23,169	27,163	28,655	32,031

（注） 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(ご参考)

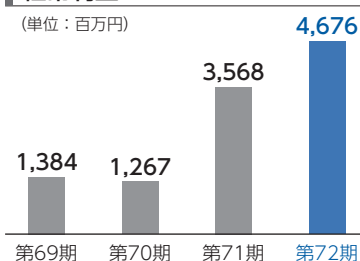
売上高

(単位：百万円)



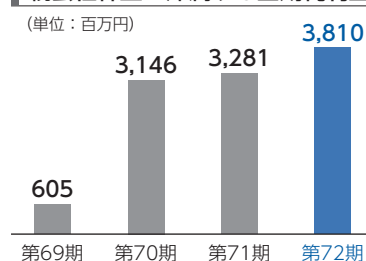
経常利益

(単位：百万円)



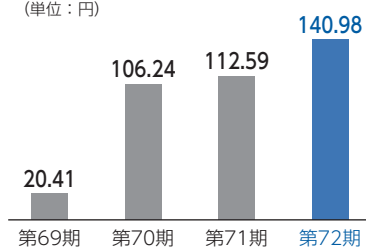
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



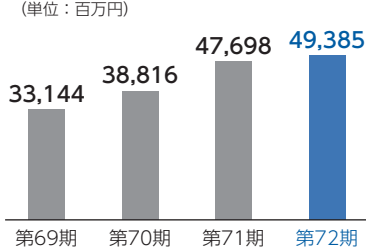
1株当たり当期純利益

(単位：円)



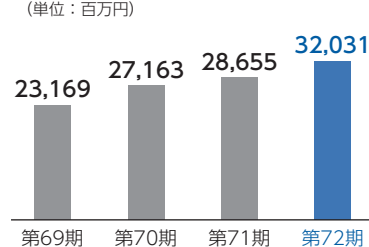
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	遊技場向機器等の設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000 千円	100.0	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1 千米ドル	(100.0)	プリンターユニットの製造・販売 事業の管理
JCM COMMERCE MECHATRONICS, INC.	500 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM COMERCIO MECATRONICA BRASIL LTDA	8,400 千リアル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE GMBH.	1,650 千ユーロ	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE (UK) LTD.	127 千ポンド	(100.0)	貨幣処理機器等の販売 プリンターユニットの販売・修理
JCM GOLD (H.K.) LTD.	17,500 千香港ドル	100.0	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO.,LTD.	7,500 千香港ドル	100.0	関係会社への不動産の賃貸
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	5,000 千タイバツ	100.0	ソフトウェアの開発
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC.	154,400 千フィリピンバツ	100.0	貨幣処理機器等の製造

- (注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む16社であります。
2. 当社の議決権比率欄の()内は、当社子会社による間接所有であります。
3. 当社は、2020年3月5日にJCM CHINA CO., LTD.の清算を決議し、2024年7月26日をもって清算終了したため、除外しました。

③その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境については、地政学リスクや物価上昇等の継続に伴う欧州を中心とした海外景気の減速に加え、米国の通商政策等による影響が景気の下振れリスクとして想定されることから、先行きは依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

当社グループの市場環境については、海外では特に欧州における景気の減速感の広がり懸念されるとともに、国内の各市場においては当期業績に大きく寄与した新紙幣の改刷需要の一巡に伴い、貨幣処理機器への設備投資意欲は抑制傾向となることが予想されます。

このような状況の中、ゲーミング市場では、北米において本格稼働したカジノホテルのバックオフィスでの現金処理プロセスの自動化及び省力化に資する新製品と既存主力製品とのシナジーを最大限発揮した提案活動等により、市場シェアの維持・拡大に取り組んでまいります。

また、海外コマーシャル市場では、北中南米地域の市場開拓に向けた新製品開発や販路拡大等を加速させるとともに、アジア地域の未開拓国への積極的な営業活動に努めることで、コマーシャル事業の更なる拡大を目指します。

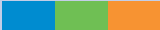
さらに、当社グループの中長期的な課題である新たな柱となり得る新事業領域の獲得に向けた研究開発活動や、当社のコアテクノロジーを応用した技術や製品の他市場展開等においても、引き続き積極的に推進することで将来の事業化に向けた基盤構築についても着実に進めてまいります。

また、サステナビリティに関する重要課題としては、気候変動リスクへの対応や、人権への配慮を含めた総合的なサプライチェーンマネジメントの構築を推進するとともに、各関連方針や開示データの拡充を進めてまいります。人的資本経営の観点では、近年計画的に進めている事業所の再配置を含めた組織や業務の効率化を図るとともに、多様な人材が活躍できる働きがいのある労働環境の実現に向けた施策を推進することで、企業の持続的な成長と環境問題の解決の両立を図り、当社グループの企業価値向上に取り組んでまいります。

その他、コロナ禍において、業績の急変や在庫の増加への対処として、借入金による運転資金を確保しましたが、事業運営がコロナ禍前の正常時に戻りつつあることから、今後想定される営業キャッシュ・フロー等をもとに、改めて今後必要となる事業成長投資、株主還元、借入金返済等のキャッシュアロケーションを策定するなど、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策にも努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 【該当セグメント】 	紙幣識別機ユニット	ゲーミングマシン、精算機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣還流ユニット	紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、精算機等で使用されます。
	プリンターユニット	主にゲーミングマシンに搭載するチケットプリンターとして使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数した上で保管する装置で、タクシー営業所等で使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確性・効率化を必要とする場所で使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
遊技場向機器 【該当セグメント】 	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	紙幣搬送システム	パチンコ店にて遊技客が玉及びメダル貸機に挿入した紙幣をパチンコホール島端に設置した金庫に搬送するシステムであります。
	スマート遊技機専用ユニット	パチンコ店にて遊技客がスマートパチスロ機及びスマートパチンコ機で遊技を実施する際に、玉及び電子メダルの貸出しを管理する装置であります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルの景品交換と、景品在庫を管理するシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店にて遊技機として使用されます。
	貨幣払出機	景品交換所にて金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
	環境関連機器	パチンコ店等で空気清浄用に使用されます。

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

【セグメント】

 グローバルゲーミング
  海外コマーシャル
  国内コマーシャル
  遊技場向機器

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
日本金銭機械株式会社 (当社)	本社	大阪市浪速区
	東京本社	東京都中央区
	長浜工場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本社	大阪市平野区
JCMメイホウ株式会社	本社	東京都中央区
JCM AMERICAN CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM COMMERCE MECHATRONICS, INC.	本社	米国 イリノイ州
JCM COMERCIO MECATRONICA BRASIL LTDA	本社	ブラジル サンパウロ市
JCM EUROPE GMBH.	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
JCM EUROPE (UK) LTD.	本社	英国 ミルトンキーンズ市
JCM GOLD (H.K.) LTD.	本社	香港
SHAFTY CO.,LTD.	本社	香港
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ バンコク市
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC.	本社	フィリピン ラグナ州

- (注) 1. JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市浪速区であります。
2. 当社は、2020年3月5日にJCM CHINA CO., LTD.の清算を決議し、2024年7月26日をもって清算終了したため、除外しました。

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
570 名	6 名増

(注) 1. 上記には契約社員137名(期中平均)は含んでおりません。
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
268 名	15 名増	43.3 歳	15.6 年

(注) 上記には派遣出向社員45名及び契約社員93名(期中平均)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,450 百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,380
株式会社南都銀行	790

(注) 上記借入額のほか、以下のとおり私募債(社債)の残高があります。
株式会社りそな銀行 6,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

①発行可能株式総数	118,000,000株
②発行済株式の総数	29,672,651株
③株主数	23,141名
④大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713 株	17.31 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,275,500	8.45
上東 洋次郎	1,458,283	5.41
上東 好子	638,600	2.37
株式会社りそな銀行	563,343	2.09
株式会社三井住友銀行	503,724	1.87
トーターエンジニアリング株式会社	432,474	1.61
日本生命保険相互会社	403,226	1.50
日本金銭機械従業員持株会	325,174	1.21
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	317,396	1.18

(注) 1. 当社は自己株式を2,741,926株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（代表取締役社長及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を除く。）	3,000 株	3 名

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

②当期中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 東 洋次郎	上東興産株式会社 代表取締役
常務取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	井 内 良 洋	上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業管掌
取締役	中 谷 議 人	上席執行役員 生産本部長 兼 生産管掌
取締役	今 井 崇 智	上席執行役員 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役 兼 経営企画本部副本部長 兼 グローバル統轄本部副本部長 兼 グローバルファイナンス管掌
社外取締役	吉 川 興 治	弁護士（馬場法律事務所） NCS&A株式会社 社外監査役
社外取締役	猿 渡 辰 彦	ノリタケ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役（常勤監査等委員）	寺 岡 路 正	
社外取締役（監査等委員）	佐 藤 陽 子	公認会計士（公認会計士佐藤陽子事務所所長） トーカロ株式会社 社外取締役 山陽電気鉄道株式会社 社外取締役
社外取締役（監査等委員）	米 倉 裕 樹	弁護士（弁護士法人北浜法律事務所） 近畿弁護士会連合会理事

- (注) 1. 取締役 吉川興治、取締役 猿渡辰彦、監査等委員である取締役 佐藤陽子、監査等委員である取締役 米倉裕樹の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当期中の取締役及び監査役の異動
- (1) 当社は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 寺岡路正、監査役 森本宏、監査役 佐藤陽子の3氏は、任期満了により退任し、このうち寺岡路正及び佐藤陽子の両氏は監査等委員である取締役に就任しております。
- (2) 2024年6月25日開催の第71期定時株主総会において、米倉裕樹氏は監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 情報収集の充実を図り、会計監査人及び内部監査部門との円滑な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、寺岡路正氏を常勤監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役 佐藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査等委員である取締役 米倉裕樹氏は、日本及び米国の弁護士資格を有しており、海外経験を含む豊富な知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 吉川興治、取締役 猿渡辰彦、監査等委員である取締役 佐藤陽子、監査等委員である取締役 米倉裕樹の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は10名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の6名であります。

氏名	主要な担当業務
藤 原 靖 之	上席執行役員 J-CASH MACHINE(THAILAND)CO.,LTD. 代表取締役 研究開発本部長 兼 開発管掌
長谷川 誠	執行役員 JCM COMMERCE MECHATRONICS INC. 代表取締役
神 野 紀 行	執行役員 研究開発本部副本部長
小野村 昌 人	執行役員 品質本部長 兼 品質管掌
神 崎 祐 治	執行役員 J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC. 代表取締役
菱 沼 靖	執行役員 グローバル統轄本部副本部長

②当期中に退任又は辞任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
森 本 宏	2024年6月25日	任期満了	社外監査役 弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO） 岩井コスモホールディングス株式会社 社外監査役

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員（取締役）及び国内外子会社役員（取締役、監査役等）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が被る損害（個人として負担する損害賠償金及び訴訟費用（弁護士費用等））が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。

④取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しました。また、当社は同日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について決議し、定めております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問の上、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定にかかる基本方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が最大限尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にかかる基本方針等の内容は次のとおりです。

基本方針

成長戦略の着実な遂行についてのコミットメントを明確にし、短期的な業績だけでなく、中・長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能し、また株主と利益意識を共有した株主重視の視点を取り入れた報酬制度とする。

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」及び中長期業績連動報酬である「株式報酬」で構成する。

「基本報酬」は、役位に応じて月次に支給する固定報酬であり、一定の範囲で各役員の業績評価を反映できるものとする。

「賞与」は、事業年度ごとの親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いに加えて、経営基盤強化等の定性的な要素にも鑑みて、年次に支給する業績連動報酬であり、年1回任期の満了する定時株主総会開催日の翌日に支給する。

「株式報酬」は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、役位に応じて社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対して、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を交付する。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、「基本報酬」のみであり、監査等委員である各取締役の報酬は、定時株主総会で承認された範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

(報酬構成及び算定方法の概要等)

報酬等の種類		業績評価指数 (KPI)	算定方法他	算定方法の概要	
金銭報酬	固定	基本報酬	—	報酬額	【基本報酬限度額】取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬限度額は、年額270百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。短期業績連動報酬含む。）とする。（使用人分給与は含まない。）
				各対象取締役への支給額の算定方法	【一人当たり】月額1,500千円を基準とし、以下の係数を乗じて、個別報酬の金額を算出し、決定した金額を毎月支給する。 ①取締役 評価に応じて基本報酬基準額の100～130%の範囲内とする。 ②役付取締役（会長・社長・常務） 役位・評価・成果に応じて基本報酬基準額の150～250%の範囲内とする。
	変動	短期業績連動報酬（注1） （賞与）	親会社株主に帰属する 当期純利益	報酬額	【報酬額】固定基本報酬の概ね30～40%の範囲内とする。
				支給条件	各事業年度の当期純利益が出た場合に支給し、損失の場合には支給しない。
				各対象取締役への支給額の算定方法	【支給総額の上限】親会社株主に帰属する当期純利益の1～2%の範囲内とすることを基本指標として、単年度の営業利益目標の達成率及び時価総額の上昇率等を加味して決定する。（注2） 【個人別配分】業績寄与度の評価に応じて、固定基本報酬総額の個人割合を基準とし、かつ±30%の範囲内で算出する。
非金銭報酬		中長期業績連動報酬（注1） （譲渡制限付株式報酬）	—	報酬額	【報酬限度額】年額70百万円以内とする。
				各対象取締役への支給額の算定方法	【支給総額の上限】固定基本報酬の概ね10%相当とする。 役位に応じて一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を支給する。

- (注) 1. 短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬の支給対象は、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役としております。
2. 短期業績連動報酬に係る指標の選定理由は、取締役の報酬と業績等との連動性を高め、株主と利益意識の共有を図るための指標として適切であると判断したものであります。なお、当該指標に係る実績は、連結損益計算書に記載のとおりであります。

（取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項）

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は7名であります。）において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、そのうち社外取締役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の報酬限度額は上記の報酬額とは別枠で、同じく2024年6月25日開催の第71期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は5名であります。）において、年額70百万円以内と決議いただいております。なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2024年6月25日開催の第71期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は3名であります。）において年額60百万円以内と決議いただいております。

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第68期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は6名であります。）において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、そのうち社外取締役の報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。また、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の報酬限度額は上記の報酬額とは別枠で、2019年6月26日開催の第66期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は7名であります。）において、年額70百万円以内と決議いただいております。なお、監査役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第68期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は3名であります。）において年額45百万円以内と決議いただいております。

□. 当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬 賞与	譲渡制限付 株式報酬
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	7 名 (2)	196 百万円 (18)	147 百万円 (18)	46 百万円 (-)	3 百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	27 (13)	27 (13)	- (-)	- (-)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	8 (4)	8 (4)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外役員）	11 (5)	231 (36)	182 (36)	46 (-)	3 (-)

- (注) 1. 当社は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役に対する報酬等は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名の在任中の報酬等であります。そのうち2名につきましては、同株主総会終結の時をもって監査役退任後、監査等委員である取締役に就任したため、報酬等の総額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に分けて記載しております。なお、合計欄には実際の支給人数を記載しております。
4. 取締役5名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する賞与支給額は、指名報酬諮問委員会への諮問及び答申を受け、2025年5月27日開催の取締役会において決議しております。

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場法律事務所）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、NCS&A株式会社の社外監査役を兼務しており、当社は同社に対し、社内コンピュータシステムの保守管理業務を委託しております。
- 社外取締役 猿渡辰彦氏は、ノリタケ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- 監査等委員である社外取締役 佐藤陽子氏は、公認会計士（公認会計士佐藤陽子事務所所長）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、トーカロ株式会社、山陽電気鉄道株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間には特別な関係はありません。
- 監査等委員である社外取締役 米倉裕樹氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、近畿弁護士会連合会理事を兼務しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。

□. 当期における主な活動状況

a. 取締役会、監査等委員会及び監査役会への出席状況

(取締役会への出席状況)

氏名等		取締役会	
		出席回数	出席率
社外取締役	吉 川 興 治	18回中18回	100.0 %
社外取締役	猿 渡 辰 彦	18回中16回	88.9
社外取締役（監査等委員）	佐 藤 陽 子	18回中17回	94.4
社外取締役（監査等委員）	米 倉 裕 樹	14回中14回	100.0

- (注) 1. 佐藤陽子氏は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を退任し同日付で、監査等委員会である社外取締役に就任しており、取締役会への出席状況については社外監査役としての出席状況も含めて記載しております。
2. 米倉裕樹氏は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会において監査等委員である社外取締役に就任しており、取締役会への出席状況については、当該就任以降の状況を記載しております。

(監査等委員会及び監査役会への出席状況)

氏名等		監査等委員会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役（監査等委員）	佐 藤 陽 子	11回中11回	100.0 %	5回中5回	100.0 %
社外取締役（監査等委員）	米 倉 裕 樹	11回中11回	100.0	—	—

- (注) 佐藤陽子氏は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を退任し同日付で、監査等委員である社外取締役に就任しており、監査役会への出席状況については社外監査役退任前の状況、監査等委員会への出席状況については監査等委員である社外取締役就任以降の状況を記載しております。

b. 取締役会、監査等委員会及び監査役会における発言状況

- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外取締役 猿渡辰彦氏は、長年にわたる上場企業役員としての会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・監査等委員である社外取締役 佐藤陽子氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・ 監査等委員である社外取締役 米倉裕樹氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。

c. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 吉川興治氏

法曹としての経験と専門的知識に基づき、客観的かつ適切なアドバイスを行うことを期待しております。

2014年6月の社外取締役就任以降、徹底した法令遵守が求められるゲーミング市場での事業展開に不可欠なコンプライアンス強化、リスク管理を念頭に置いた経営判断や、社内体制の構築、予防的措置の実施等において的確な助言や、具体的手法の提案などを行っております。

- ・ 猿渡辰彦氏

上場企業における経営者としての豊富な経験と、技術系を中心に幅広い見識を前提として当社の経営判断についての助言・提言を行うことを期待しております。

2020年6月の社外取締役就任以降、取締役会への出席に留まらず、同氏の専門分野である技術、開発、品質に関する個別案件の決定においても、必要に応じて助言を行うなど、多くの案件に関与しております。

- ・ 佐藤陽子氏

公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しており、当社社外監査役として客観的・専門的な視点から取締役の業務執行に対する監査や適切な助言・提言等を行ってきた経験もあることから、その知識・経験を業務執行に対する監査・監督に活かすことを期待しております。

2024年6月の社外取締役就任以降、金融・財務分野の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会へ出席し、客観的・中立的な立場で監督機能を担っております。

・米倉裕樹氏

弁護士としての海外経験を含む豊富な知識を有しており、これらの知識・経験を、一層の海外展開を目指す当社の会社経営の健全性の確保、強固なコンプライアンス体制の構築、業務執行に対する監査・監督機能の強化に活かすことを期待しております。

2024年6月の社外取締役就任以降、法曹分野における豊富な経験、知識を活かし、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から助言・提言を行っております。また、監査等委員会へ出席し、客観的・中立的な立場で監督機能を担っております。

・4氏に共通する事項

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、2021年1月27日に設立しました「指名報酬諮問委員会」の委員として、取締役の指名及び報酬の決定に向けた意見形成に積極的に関与することを通じて、経営体制の可視化・健全化に寄与しております。

なお、猿渡辰彦氏は、当委員会の委員長を務めております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 E Y 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H.K.) LTD.、J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES) INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益配分に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施を勘案し、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

当期の利益還元につきましては、上記方針に基づく利益配当に加え、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、総額1,576百万円の自己株式の取得を行いました。

以上により、当期の期末配当金につきましては、従前の予想どおり1株につき普通配当26円、当社創業70周年の記念配当1株につき10円、合計1株につき36円といたしました。

これにより、中間配当金（1株につき普通配当14円）を合わせた当期の1株当たりの年間配当金は、普通配当40円、記念配当10円の合計50円といたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の識鑑別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の識鑑別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2023年6月27日開催の第70期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様への承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求める。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会はその判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。

ヘ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減率、当社の重要な子会社に対する議決権比率、従業員の平均年齢及び平均勤続年数並びに取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役の取締役会、監査等委員会及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、大株主の持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	41,465,835
現金及び預金	17,457,475
受取手形、売掛金及び契約資産	5,413,792
電子記録債権	654,606
有価証券	39,935
商品及び製品	10,636,484
仕掛品	727,067
原材料及び貯蔵品	5,698,136
その他の流動資産	971,700
貸倒引当金	△133,364
固定資産	7,816,854
有形固定資産	4,080,651
建物及び構築物	1,270,868
機械装置及び運搬具	125,829
土地	1,539,964
リース資産	9,946
その他の有形固定資産	1,134,042
無形固定資産	195,617
ソフトウェア	54,769
ソフトウェア仮勘定	907
その他の無形固定資産	139,940
投資その他の資産	3,540,584
投資有価証券	950,992
退職給付に係る資産	740,341
繰延税金資産	1,354,662
その他の投資等	567,222
貸倒引当金	△72,635
繰延資産	102,342
社債発行費	102,342
資 産 合 計	49,385,032

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	8,068,419
支払手形及び買掛金	2,201,881
1年以内返済予定の長期借入金	1,500,000
リース債務	121,900
未払法人税等	485,210
賞与引当金	443,928
役員賞与引当金	46,000
その他の流動負債	3,269,499
固定負債	9,285,587
社 債	6,000,000
長期借入金	3,120,000
リース債務	118,365
その他の固定負債	47,221
負 債 合 計	17,354,006
純資産の部	
株主資本	28,536,908
資 本 金	2,220,316
資本剰余金	2,760,065
利益剰余金	27,469,657
自己株式	△3,913,131
その他の包括利益累計額	3,494,117
その他有価証券評価差額金	270,332
為替換算調整勘定	3,223,784
純 資 産 合 計	32,031,025
負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,385,032

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上高						37,815,935
売上原価						22,474,788
売上総利益						15,341,146
販売費及び一般管理費						10,430,552
営業利益						4,910,593
営業外収益						
受取利息					64,033	
受取配当金					40,596	
補助収入					21,317	
その他					26,871	152,817
営業外費用						
支払利息					101,219	
社債発行費					20,755	
為替差損					125,506	
貸倒損失					58,953	
持分法による投資損失					10,471	
その他					69,902	386,811
経常利益						4,676,600
特別利益						
固定資産売却益					90,542	
投資有価証券売却益					16,917	
関係会社株式売却益					18,991	126,452
特別損失						
固定資産除却損					1,243	
関係会社株式清算損					2,858	4,101
税金等調整前当期純利益						4,798,951
法人税、住民税及び事業税					1,153,776	
法人税等調整額					△165,291	988,485
当期純利益						3,810,465
親会社株主に帰属する当期純利益						3,810,465

貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	22,026,456
現金及び預金	9,499,175
受取手形	113,545
電子記録債権	582,904
売掛金	2,010,641
商品及び製品	1,976,492
仕掛品	715,032
原材料及び貯蔵品	4,132,884
前払費用	122,174
未収入金	214,506
関係会社短期貸付金	2,724,392
その他の流動資産	50,049
貸倒引当金	△115,341
固定資産	9,420,927
有形固定資産	3,347,142
建物	932,403
構築物	616
機械及び装置	325
車両運搬具	199
工具、器具及び備品	974,355
リース資産	9,946
土地	1,389,356
建設仮勘定	39,939
無形固定資産	23,581
ソフトウェア	23,380
その他の無形固定資産	200
投資その他の資産	6,050,203
投資有価証券	950,992
関係会社株式	1,482,732
出資金	14,920
関係会社出資金	606,224
会員権	52,310
前払年金費用	724,474
関係会社長期貸付金	2,277,999
繰延税金資産	358,437
その他の投資等	299,131
貸倒引当金	△717,018
繰延資産	102,342
社債発行費	102,342
資 産 合 計	31,549,727

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	4,496,333
支払手形	8,399
買掛金	1,098,433
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000
リース債務	3,679
未払金	536,006
未払法人税等	77,292
未払費用	127,730
前受金	531,021
賞与引当金	390,252
役員賞与引当金	46,000
その他の流動負債	177,518
固定負債	9,167,036
社債	6,000,000
長期借入金	3,120,000
リース債務	9,765
その他の固定負債	37,270
負 債 合 計	13,663,370
純資産の部	
株主資本	17,616,024
資 本 金	2,220,316
資 本 剰 余 金	2,760,065
資本準備金	2,067,276
その他資本剰余金	692,789
利 益 剰 余 金	16,548,772
利益準備金	274,318
その他利益剰余金	16,274,454
別途積立金	13,214,761
繰越利益剰余金	3,059,692
自 己 株 式	△3,913,131
評価・換算差額等	270,332
その他有価証券評価差額金	270,332
純 資 産 合 計	17,886,357
負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,549,727

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高	14,701,064	
役 務 収 益	1,719,024	16,420,088
売上原価		10,990,739
売 上 総 利 益		5,429,348
販売費及び一般管理費		4,437,873
営 業 利 益		991,475
営業外収益		
受 取 利 息	267,402	
受 取 配 当 金	2,146,130	
業 務 受 託 料	150,282	
受 取 賃 貸 料	12,000	
雑 収 入	32,753	2,608,569
営業外費用		
支 払 利 息	43,842	
社 債 利 息	50,693	
業 務 受 託 原 価	146,485	
賃 貸 収 入 原 価	12,000	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	212,841	
為 替 差 損 失	163,476	
雑 損 他	10,685	
そ の 常 利 益	20,755	660,781
特別利益		2,939,263
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16,768	16,768
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損 失	1,243	
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	228,615	229,858
税 引 前 当 期 純 利 益		2,726,173
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	153,229	
法 人 税 等 調 整 額	△71,289	81,939
当 期 純 利 益		2,644,234

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

2025年5月23日

E Y 新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高井 大基
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

2025年5月23日

E Y 新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高井 大基
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

日本金銭機械株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 寺 岡 路 正

監 査 等 委 員 佐 藤 陽 子

監 査 等 委 員 米 倉 裕 樹

(注) 監査等委員 佐藤陽子及び米倉裕樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

海外の様々な展示会に出展・賞を受賞

グローバルゲーミング

海外コマース

当社グループは、米国・ラスベガスにて開催されるゲーミング業界最大の展示会である「G2E (Global Gaming Expo)」に、今年も「ICB ASAP」をはじめとする様々な製品を出展いたしました。

当該製品は、現金回収業務を自動化することにより、省力化や運用セキュリティを大幅に向上させることができる製品として、同展示会において「Most Innovative Product」として3年連続で選出されるなど、ゲーミング業界において注目を集めている製品であり、先般、北米のカジノホテルにおいてフィールドテストが完了し、本格稼働を開始いたしました。

上記の展示会以外では、スペイン・バルセロナにて開催された欧州ゲーミング業界最大の展示会である「ICE Barcelona」や、米国・サンディエゴにて開催された「IGA (Indian Gaming Trade Show & Convention)」など、数多くの展示会に当社主力製品の紙幣識別機ユニット「iVIZION」をはじめとする様々な製品を出展しております。

なお、同製品は、アジアのゲーミング業界における最高峰の賞である「Asia Gaming Awards 2025」において、現金処理ソリューションの分野で、最高スコアを獲得いたしました。

また、海外コマース市場における新規市場の開拓に向けて、米国・ニューヨークで開催された世界最大級の小売業界向けの展示会である「NRF (National Retail Federation)」をはじめ、「NACS SHOW (米国・ラスベガス)」、「FEBRABAN TECH (ブラジル・サンパウロ)」といった様々な展示会に当社製品を出展するなど、引き続きコマース事業の拡大に資する広報活動等を積極的に実施いたしました。

当社グループは、今後も当社がこれまで培った識鑑別技術をはじめとする様々な技術を結集させた新製品を導入することで、各市場におけるJCMブランドの更なる確立に努めてまいります。



ICB ASAP - Intelligent Cash Box with Automated Secure Asset Processing



「ICE Barcelona」(2025年1月20日~22日)

新製品を含む当社製品の積極的な販売活動を実施

国内コマーシャル

当社グループは、各市場での更なる市場シェア拡大に向けて、様々な新製品・次世代製品の開発や上市に向けた活動に注力しております。

東京で開催された国内最大級の流通情報システム総合展である「リテールテックJAPAN」では、交通市場や流通市場向けに「VEGA-PRO（紙幣識別機ユニット）」、「AD-XRシリーズ（紙幣還流ユニット）」、「AD-3RB（脱着式回収庫付紙幣還流ユニット）」等の当社の主力製品群である貨幣処理機器分野の新製品等に加えて、同分野とは異なる新規事業開拓に向けた新製品である「ALTASIA∞」など、様々な製品を出展いたしました。

その中でも「ALTASIA∞」は、遊技場向機器市場の「ALTASIA（紙幣搬送システム）」に採用したエアと磁力による搬送駆動方式を、外食、小売、物流等といった幅広い産業分野に転用し、物品の回収や搬送等の省力化や省人化を実現できる製品であり、今後の国内コマーシャル事業の拡大に向けて期待できる製品の一つでもあります。当社は貨幣処理機器製品の分野に留まらず、今後も新製品の開発や新技術の創出に一層努めてまいります。

なお、TOPICSにてご紹介させていただいた製品の詳細につきましては、当社ウェブサイトや、YouTubeに動画を掲載しておりますので、是非ともご覧ください。



「リテールテックJAPAN」（2025年3月4日～7日）

YouTube

ICB ASAP



YouTube

iVIZION



当社ウェブサイト

次世代型軽量物搬送システム
ALTASIA∞

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

- ▶ 南海電鉄 なんば駅 中央口・南口直結
▶ 地下鉄 なんば駅 南南改札口より徒歩約2分
※本会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、是非ご活用ください。
- 株主総会資料の電子提供制度のもと、原則として株主の皆さまへは招集ご通知（サマリー版）をお届けしています。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。**